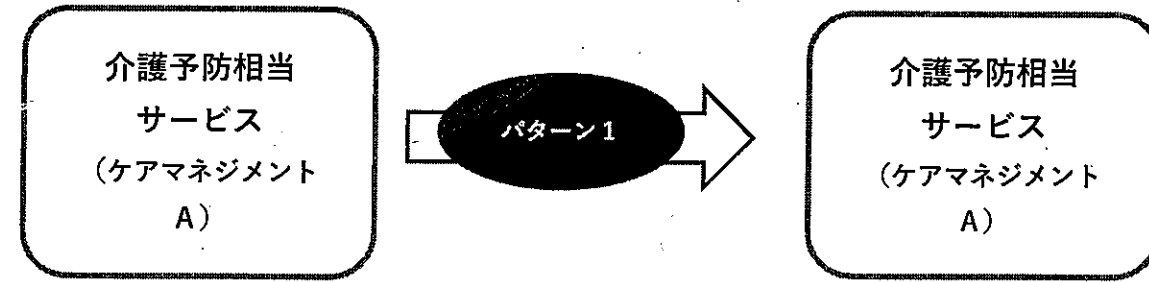


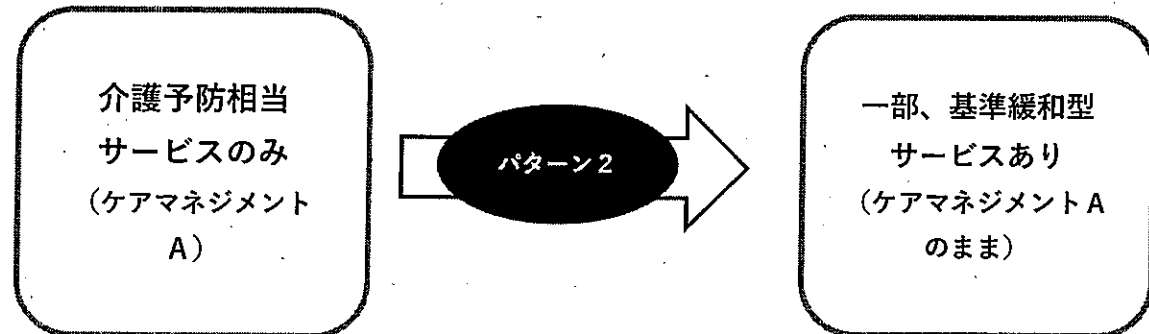
総合事業のケアマネジメントの考え方

※移行期間：令和元年10月～12月の間

令和元年10月 大牟田市福祉課

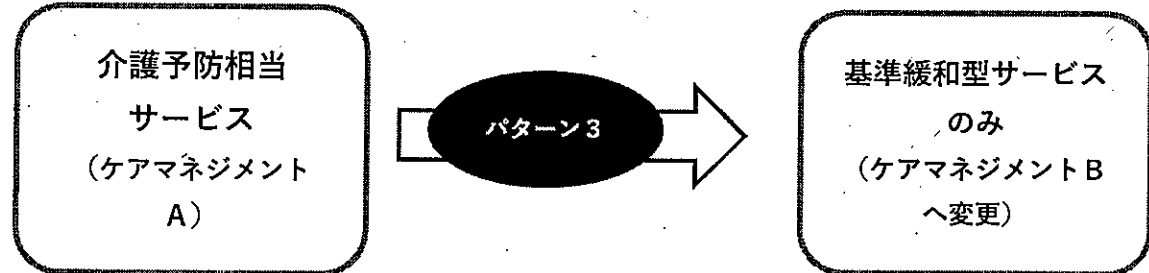


・サービス内容の変更が無ければ、移行期間中は、評価やケアプランの変更、担当者会議は不要であるが、経過記録への記載は必要。ケアプラン上に必要性等の記載が不足している場合は、修正か追記が必要（※移行期間中は経過記録への記載のみで可）。
※関連 Q & A : Q53

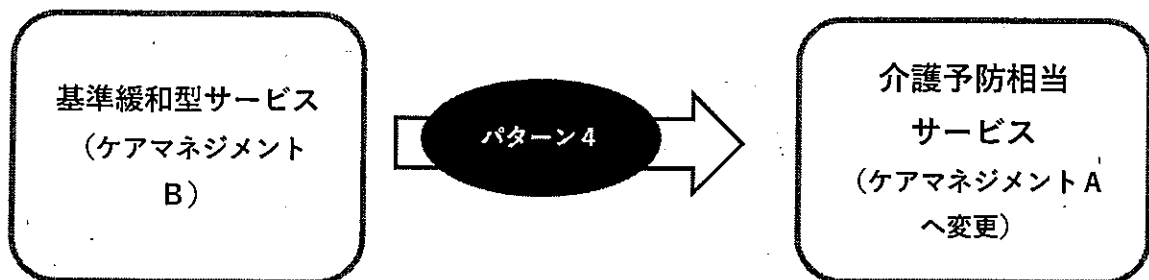


・サービスの内容の変更がある場合は、本来、一連のケアマネジメントが必要（※1）であるが、移行期間中は、本人の状態や生活状況が良化または変化が無いと担当CMが判断される場合、評価や担当者会議は不要。但し、ケアプランの修正や変更は必要（※移行期間中は経過記録への記載のみで可）。サービスの變更に伴い、サービス事業所が変更になる場合は、担当者会議の開催または関係者間での十分な情報の共有が必要。
※関連 Q & A : Q3.25.36.55

※1：本人の状態や状況の良化または変化が無く、サービスの減や内容の変更の場合、軽微な変更と担当CMが判断される場合は、軽微な変更として対応。



・パターン2と同様の考え方。移行期間中は、評価や担当者会議は不要。但し、有効期間が残っているケアプランから、利用票（兼 介護サービス計画）をケアプランとする場合は評価は必要。
※関連 Q & A : Q3.25.36



・サービスの変更・追加と考えられる為、一連のケアマネジメントが必要。今回の移行期間中も一連のケアマネジメントが必要。
※関連 Q & A : Q53

介護予防相当サービス利用時の注意

・本人の状態や生活状況、老計10号を参考にし、ただ「見守り」「一緒にする」ではなく、介護予防相当サービスの必要性（身体介護・専門職の支援）について、症状や理由、どう自立に向けた支援をしていくのかを、従来通り、ケアプランに明記をお願いします。

上記で評価やケアプランの修正・変更、担当者会議は不要としている場合も、本人の状態やサービスの変更に伴う状況変化により、一連のケアマネジメント及び担当者会議が必要と判断される場合は、随時実施をお願いします。